

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

1 はじめに

保護者や地域住民等の力を学校運営に生かし、質の高い学校教育を実現するとともに、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決できるよう、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入・設置している。

小学校 25 校は令和元年度までに全校設置済み、中学校 11 校は令和 6 年度までに全校設置予定（令和 4 年度までに 4 校に設置済み）。

2 学校運営協議会の構成等

- (1) 委員数 15 人以内（うち地域住民及び保護者等で、報酬が必要な委員は 10 人まで）
- (2) 委員の構成 地域住民、保護者、校長、その他教育委員会が必要と認める者
- (3) 委員の任期 1 年以内とする（再任することができる）

※学校が委員を推薦し、小田原市教育委員会が任命する。

※委員は非常勤特別職職員としての身分を有し、報酬（年間 1 万円）を支給する。



3 主な取組について

○学校運営に関する協議

授業参観、学校行事への参加、在校生・卒業生との話し合い等を通して、学校の現状や児童・生徒のニーズを把握し、学校と地域とが連携した学校運営を行うための協議



○地域への共有

委員が協議内容を地域に共有し、学校運営への協力の呼びかけを行う。



○地域からの協力

地域人材の活用（地域にいる各方面の専門家が、学校での授業や体験活動に協力）

小学校と地域の歴史、地域のお祭りの歴史、梅干し作り体験、わらじ作り体験等

学校と地域が連携した行事の開催

あいさつ運動、海岸清掃、学校敷地内の美化作業等